新型コロナウイルス

2020.4.6 発行

市主催イベント等について

4月以降の市が主催等するイベント等については、各イベントごとに開催の必要性、感染リスクを検討 した上で判断し、感染リスクが低いと判断されるイベントについては、必要な感染予防対策等を十分講じ た上で実施を検討します。

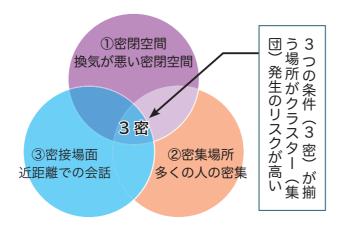
新型コロナウイルス感染症対策について

市では、今後の感染拡大が懸念される中、各関係機 関と連携し感染拡大防止に努めています。

引き続き、適切な対応に努めてまいりますので、市民、 事業者の皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

特に、①換気が悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近 距離での会話の条件が重なる場所を避けていただくととも に、人込みが予想される場所への不要不急の外出は極力避 けていただきますようお願いします。

掲載内容は令和2年4月2日時点のもので、感染症の状 況は刻々と変わり、対応も変わります。市ホームページや みやづ情報メール等で適宜発信しますので、ご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に係る各窓口について

■ **感染症に関する相談**:京都府健康対策課 (TEL 075-414-4726 平日・土日祝日 24 時間対応)

【保育所、認定こども園、子育て支援に関する相談:子育て支援係 (TEL 45-1621 平日 8:30~17:15)

▼小・中学校、放課後児童クラブに関する相談:学校教育係 (TEL 45-1641 平日 8:30~17:15)

離職や収入の減少による生活相談:宮津市社会福祉協議会 (TEL 22-2090 平日 9:00~17:00)

中小企業・小規模事業者向けの経営相談: 宮津商工会議所 (TEL 22-5131 平日 8:30~17:30)

外国人旅行者向けコールセンター(対応言語:英語、中国語、韓国語、日本語)

: TEL 050-3816-2787 365 日、24 時間対応

学校の再開

臨時休校としていましたが、小学校(全6校)、 中学校(全2校)については、新学期から教育活 動を再開しており、学校給食、中学校の部活動 も実施しています。

※手洗い、換気の徹底などのほか、集団発生リス クのある「人の密集」「換気の悪い密閉空間」「近 距離での会話」の3条件が重ならないよう、必要 な感染予防対策を講じています。

問 学校教育課 学校教育係 ■ 45-1641

にっこりあ 入場制限

臨時休館としていましたが、当面の間、次の 条件で開館しています。

<利用者の範囲>

宮津市、福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、 伊根町、与謝野町の住民の方とします。

<利用人数の制限>

利用者 50 人を目途に入場制限します。付添保護 者は子ども一人につき1人でお願いします。

 $\times 4/7 \sim 9$ は施設工事のため休館となります。

問 社会福祉課 子育て支援係 ■ 45-1621 子育て支援センターにっこりあ 回 20-2525

東京 2020 オリンピック聖火リレーボランティアの募集中止

東京オリンピックの延期決定を受け、聖火リレーについても延期となりました。これに伴い、募集をし ていました聖火リレーボランティアの募集を中止します。ご応募いただいた方々、応募に向けて検討いた だいていた皆さまに心より感謝申し上げます。今後、新たな日程での聖火リレー開催が決定した場合には、 改めて募集についてお知らせいたします。

間 社会教育課社会教育係 Ⅲ 45-1642

生活困窮者等貸付制度

解雇や休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施しています。

生活福祉基金(緊急小口資金)

休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 100,000円以内(学校等の休業等の特例は200,000円以内) ●貸付上限
- ●措置期間 1年以内 ●償還期限 2年以内
- ●貸付利子等 無利子・保証人不要
- 令和2年7月31日まで ●申込期間
- 月曜日から金曜日の午前9時~午後5時(祝日除く)
- ●申込・問合せ 宮津市社会福祉協議会(宮津市地域ささえあいセンター内) 22-2090

生活福祉基金(総合支援資金)

収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- 2人以上の世帯 月200,00円以内 ●貸付上限
 - 月150,000円以内 単身の世帯
- ●貸付期間 原則3か月以内
- ●措置期間 1年以内
- ●償還期限 10 年以内
- ●貸付利子等 無利子・保証人不要
- 令和2年7月31日まで ●申込期間
- 月曜日から金曜日の午前9時~午後5時(祝日除く)
- ●申込・問合せ 宮津市社会福祉協議会(宮津市地域ささえあいセンター内) 📵 22-2090

くらしの資金貸付金

事業主の都合等により解雇又は休業等によって著しく生活が不安定になった世帯

- ●貸付上限 200.000円以内
- ●措置期間 4か月以内

●償還期限

- 2年以内 ●貸付利子等 無利子・保証人不要
- 問 社会福祉課 保護係 Ⅲ 45-1623

くらしの相談窓口(生活困窮者窓口)

経済的に困窮されている方をはじめ、生活に不安や悩みのある方を支援する「くらしの相談窓口」を宮津市 社会福祉協議会で開設しています。生活上の不安や悩みなどの相談に対し、一緒に解決に向けて取り組んでい きます。どなたでもお気軽にご相談ください。(事前申込不要・相談無料)

- 月曜日から金曜日の午前9時~午後4時(祝日除く)
- ●申込・問合せ 宮津市社会福祉協議会(宮津市地域ささえあいセンター内) 22-2090

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税などの納付が困難な方へ

後期高齢者医療保険料

年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき、申請により徴収猶予を行います。

●猶予期間 申し出から6か月

※ 徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除

●手続き 窓口で相談のうえ、該当の方は申請書等必要書類を提出

問 税務・国保課 国保年金係 ■ 45-1616

介護保険料

65歳以上の高齢者が属する世帯の生計を主として維持する方の収入が著しく減少したとき、申請により徴収猶予を行います。

●猶予期間 申し出から6か月

●手続き 窓口で相談のうえ、該当の方は申請書及び徴収猶予を必要とする理由を証明する書類

※ 徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除

圆 健康・介護課 介護認定係 ■ 45-1676

国民年金

失業、事業の廃止(廃業)又は休止の届出を行った方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合は、一定の要件に該当する方は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。

問 税務・国保課 国保年金係 Ⅲ 45-1616

上下水道料金

収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に上下水道料金のお支払いが困難な場合は、支払い猶予等の対応を行います。

●手続き 下記の問い合わせ先にご相談ください

問 上下水道課 お客さま窓□ ■ 45-1633

小規模事業者の皆さんへ

資金繰りに関するご相談

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上減少などの業績が悪化している企業の皆さんへの金融支援制度です。

- ●京都府(ご相談窓口:京都北都信用金庫、京都銀行などの金融機関)
- ①新型コロナウイルス対応緊急資金(セーフティネット保証5号)
- ②災害対策緊急資金(セーフティネット保証 4号)
- ③あんしん借換資金(危機関連枠)
- ●日本政策金融公庫(舞鶴支店 0773-75-2211)
- ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 (無利子・無担保融資)
- ②経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)
- ③新型コロナウイルス対策マル経(相談受付窓口:宮津商工会議所 📵 22-5131)

その他、資金繰りでご不安を感じている事業者向けの支援制度がありますので、ご相談ください。

問 宮津商工会議所 Ⅲ 22-5131

市税及び国民健康保険税

納税者(ご家族を含む)が、新型コロナウイルス感染症に、り患された場合のほか、同感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、申請により市税(国民健康保険税含む)の徴収猶予を行います。

●対象者

事業者

- ① 災害により財産に相当の損失を受けた場合 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、 備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合 ※①③④については、法人にも適用

給与所得者

- ① ご本人又はご家族が病気にかかった場合 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- ●猶予期間

原則として、1年以内の期間に限り猶予 ※ 徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金の全部又は一部を免除

●手続き

担当係の窓口で相談のうえ、該当の方は申請書等必要書類を提出

- 問 市税:税務・国保課 税務係 45-1612
- 間 国民健康保険税:税務・国保課 国保年金係 Ⅲ 45-1616

市・府民税申告期限の延長

申告窓口の混雑緩和による感染拡大防止を図るため、市・府民税の申告期限を延長し、4月16日(木)まで受け付けています。

間 税務・国保課 税務係 皿 45-1612

雇用調整助成金の特例措置の拡大

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に 要した費用を助成する制度です。

- ■緊急対応機関 4月1日から6月30日まで
- ●生産指標要件 1か月5%以上低下
- ●助成率 解雇等を伴わない場合は 9/10 (中小)、3/4 (大企業)
- ●計画届 事後提出を認める(1月24日~6月30日まで)
- 間 ハローワーク宮津出張所 1 22-8609